

① 件名
育児休業対象者の拡大について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、少子高齢化の進展に伴い、公務において、適正な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要について勧告を行い、育児休業等に関する法律の一部改正について公布された。</p> <p>【目的】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律改正に基づき、本市職員の育児休業制度についても必要な改正を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年人事院勧告（平成28年8月8日勧告）・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年12月2日法律第95号）・石巻市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石巻市条例第33号） <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年12月2日 「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」公布
⑤ 主な内容
<p>○ 石巻市職員の育児休業等に関する条例の改正</p> <p>育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。</p> <p>※特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間 養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
育児休業の対象者を拡大することで、職員が働きながら育児しやすい環境整備を推進する。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県：平成29年2月定例会に提案予定。 東松島市：平成29年2月定例会に提案予定。 女川町：平成28年12月定例会に提案議決。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：公布の日から施行する。）
⑨ その他